

KSKQ バオバブネットワーク通信

VOL18

夏の地域・連携行事を 共に創りましょう!!

一九九一年九月三日 第三種郵便物承認

毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

障がい者施設を完結してませんか?

地域の中で生きる~

グループホーム空
グループホームは
数人のメンバーさんが集まっ
て一緒に生活している場所
です。

こどもが将来、どんな生活を送
るんだろう?
グループホームって、どんな形
じなんだろう?

第2えるで
生活介護です。
メンバーがこれから地域
で元気に過ごせることと、
地域の方々との出会い、交
流を中心にした日中の場所

学校を卒業したら、どうなるの?
日中の過ごし方は?
何をしたいの?

お子さんが通うこ
お部屋もご用意して
いますのでお気軽に
ご参加してください

(日程) 1回目 7月26日 (木)
2回目 8月9日 (木)
(時間) 10時~12時
(集合場所) はーとビュー (3階多目的室I)
(参加対象) 保護者・教員

主催: 社会福祉法人バオバブ福祉会
後援: 松原市 教育委員会
協力: NPO法人やんちゃファミリーWith

8月の主な行事

4日 市民まつり出店

(18:00)

9日 バオバブ見学会

10日 更池盆踊出店

これからも、よろしく☆

バオバブとみんなのWA 2018パートII

参加無料 2018
9/15(土)
10:30~15:30
ゆめニティまづら

「第2えるでグループホーム」と
ついに開業して、1年半
がたちました!!

障がいのある人もない人も、男でも女でも、
大人から子どもまで一緒に楽しんでいただけ
時間を、このイベントを通じて「障がい」につ
いて少しでも考えていただけるきっかけになれ
ばと思います。

1階催事場では



キーホルダー作り
さそり鑑賞体験など

レザーやビーズ・おかしなど
手作り自主製品の展示・販売

3階多目的ホールでは

10:30~ オープニング
10:40~ 講演会「地域の中で生きる」
バオバブ福祉会理事長
12:00~ 昼休み
12:30~ ドキュメンタリー映画「みんなの学校」上映会
14:30~ ステージ企画
えるでメンバーによる出し物
15:30 フィナーレ ※内容、時間は変更になることがあります。



主催: 社会福祉法人バオバブ福祉会 バオバブとみんなのWA2018実行委員会
共賛: NPO法人障がい者支援ネットワーク(予定)
後援: 松原市(予定)、松原市教育委員会(予定)、松原市社会福祉協議会(予定)
松原市文化情報振興委員会(予定)

9月の主な行事

17日(土)

バオバブとみんなのWA

ともに地域で いきいきと生きることの実現を



活動紹介

今回えるでは、さまざまな活動を新たに取り入れ、
メンバーさんスタッフ一同楽しく笑顔いっぱい
取り組んでいます♪

午前中の活動では、運動など健康のための
活動を行っています。

運動は、まずストレッチから始めていき、
だんだんとステップアップしていき、ダンスなどを
取り入れて活動を行っています!!

他には古紙回収の他に、外へ出て菜園活動にも
積極的に取り組んでもらい、立派なミニトマトが
出来上がりました♪

出来上がったトマトをお昼の給食で
いただいています♡美味しかったです♪
その前に、凄く美味しそうだったの...♪



お菓子の作業が本格的に再開し、配達なども
毎週メンバーさんと各中学校や小学校、
高校などに配達させてもらっています♪

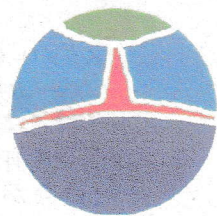


午後の活動では、新しくカラオケをし、みんなで
楽器を使って盛り上げたり、パソコンを使って
動画を見たりや、自分の好きな事を検索して調べ、
すごく楽しんで活動しています。

時には配達のために、お金のお勉強もしています♪
クッキングをしていろいろな活動にも参加をしています。
これからも様々な取り組みをメンバーさんと一緒にし、
どんどんと紹介していきます♪



だい②えるで



活動紹介

みんなの夢をのせて、
青空いっぱい
風を泳げ!!

第2えるででは、ゴールデンウィーク企画として5月3日(木)に石川河川敷へ鯉のぼりを見に行ってきました!! 天気も良くとても気持ちのいい風が吹いていたので、お昼は色とりどりの鯉の下で、みんなで楽しくお弁当&柏餅♪そのあとも優雅に泳ぐ鯉のぼりを眺めたり、みんなで遊んだり、思い思いに春のフレッシュな空気を満喫してきました(^_^)v



ファミリー交流会



6月16日(土)には、毎年恒例のバオバブ福祉会ファミリー交流会に、第2えるでのメンバーさんも参加しました。今年のファミリー交流会は、松原市福祉会館の研修室を貸し切り、ボランティアによる「大正琴」や「紙芝居」、カラオケ大会や2017年度の活動上映会といったイベント盛り沢山の一日となりました!! 第2えるででは、ファミリーの方と一緒に楽しむミニゲームを行い、大いに盛り上がりました♪



法人本部ヨ一ナ一

6月12日(火)第73回社会福祉法人バオバブ福祉会理事会、28日(木)第9回評議員会が開催され、2017年度決算・事業報告、新規事業(案)が承認されました。通信では、その議論の重要な項目について後援者・支援者の皆様にお伝えします。

2017年度決算概要は次の通りです

- 1, 事業活動収入257,666千円。事業活動支出244,722千円。(人件費支出が184,848千円)となり、事業活動資金収支差額12,943千円になり
2, 施設整備等支出差額額 △25,814千円。
3, 当期末支払資金残高47,684千円。 収支の改善がすすみました

収支の改善がすすみました

本年度は、１７年度の人件費（職員勤務体制等）を効率よくまわしながら、ホームの利用率を上げたり、えるで生活介護、日中一時支援事業の利用促進をすすめ、累積の赤字を一掃し解消していくこと＝新規事業の展開についての補強意見がだされ、出席者全員から疑義はなく、２０１７年度決算（計算書類、財産目録等）は、満場一致で承認しました。

資金收支計算書

事業活動計算書

勘定科目		千圆(A)	千圆(B)	差額(A)-(B)	符号
平 均 値 に よ る 収 入	徴収手数料等徴収収入	8,311,000	8,411,003	△100,003	
	収入印紙等収入	241,737,000	240,055,179	1,681,821	
	借入金利息補助金収入	51,000	51,000	0	
	通知送附等付金収入	5,466,000	5,583,773	△117,773	
	受取利息支当金収入	0	75	△75	
	その他の収入	3,047,000	2,965,312	81,688	
	事業資産売却収入(1)	259,632,000	257,696,342	1,935,658	
	人件費支出	185,146,000	184,488,696	657,304	
	事務費支出	22,332,000	22,536,599	△204,599	
	事務費支出	24,822,000	25,298,344	△476,344	
	地方交付金等支出	9,498,000	8,483,245	1,014,755	
	支払利息支出	1,263,000	1,263,275	△275	
	その他の支出	2,098,000	2,293,219	△195,219	
取 引 金 に よ る 収 入	事業活動資金貸付(2)	245,149,000	244,722,378	426,622	
	事業活動資金貸付(貸付額)(1)-(2)	13,483,964	12,943,964	539,000	
	商品販売等収入	500,000	500,000	0	
	商品販売等収入	500,000	500,000	0	
	設備資金借入金元金償還支出	6,136,000	6,135,959	41	
	固定資産取得支出	19,329,009	19,329,752	△752	
	ファイナンス・リース償還の返還支出	852,000	847,594	4,406	
	固定資産売却収入(3)	26,317,000	26,314,292	2,708	
	固定資産等資金収支差額(6)-(4)-(5)	△26,817,000	△25,614,292	△1,203	
	その他の活動収入(7)	0	0	0	
	固定資産支出	1,298,000	1,360,640	△62,640	
	その他の活動支出(8)	1,298,000	1,360,640	△62,640	
	その他の活動資金収支差額(9)-(7)-(8)	△1,298,000	△1,360,640	62,640	
平 均 値 に よ る 収 入	平価支出(10)	0	0	0	
	当年度資金収支差額(合)(1)-(3)-(6)-(9)-(10)	△12,632,000	△14,230,968	598,968	
	前年度支払資金収支(12)	81,915,783	81,915,782	0	
当年度支払資金収支(11)+(12)		48,282,783	47,684,815	598,968	

	區分科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	備考
サービス提供地域への振	収 東京支店経理費収金	8,411,003	9,222,700	△811,697	
	収 協賛電話サービス等稼取収益	240,656,179	176,461,600	64,194,579	
	減 送還委託管理金収金	5,583,773	5,587,500	△423,727	
	サービス経費補助金計(1)	254,644,959	191,531,800	63,113,159	
	資 人件費	188,144,290	158,969,254	31,176,034	
	用 事務費	22,631,172	19,927,304	2,703,868	
	専 研究費	25,479,997	16,776,772	8,703,125	
	使 研究支援事業費前掲	8,412,601	9,229,686	△817,085	
	減 減価償却費	19,582,641	17,296,374	2,286,267	
	償還補助金等特別独立金収前掲	△4,186,851	△25,872,873	1,035,922	
サービス活動外への振	サービス活動費前掲計(2)	260,053,650	214,325,519	45,738,131	
	サービス活動経費補助金計(1)-(2)	△8,413,695	△23,753,719	17,350,024	
	収 収入金利息補助金収益	51,000	61,000	△10,000	
	減 受益利息配当金当取	75	13,834	△13,759	
	その他のサービス活動外収益	2,965,312	2,040,566	924,066	
	サービス活動外収益計(4)	3,016,387	2,115,340	901,047	
	資 式払戻金	1,263,276	1,211,100	52,176	
	用 その他のサービス活動外費用	2,236,219	1,659,236	573,983	
	サービス活動外費用計(3)	3,483,494	2,870,326	626,168	
	サービス活動外費用減額(3)-(4)	△459,107	△754,986	274,899	
特別活動への振	収 協賛費前掲補助金収益	△8,492,101	△73,458,718	17,054,913	
	減 協賛費前掲寄附金収益	600,000	2,500,000	△2,500,000	
	固定資産売却損	2	8,656,403	△8,656,403	
	特別利益計(8)	500,092	17,659,403	△17,159,401	
	資 基本金組入		8,656,402	△8,656,402	
	用 資産売却増減額-局分属	1,639,235	15,838,995	△14,199,761	
	減 局別増減額-局分属独立金収前掲(除却)	△1,245,827		△1,245,827	
	減 局別増減額-局分属独立金収前掲	△2,400,000	3,000,000	△2,500,000	
	特別損益計(9)	893,408	15,838,999	△15,445,591	
	特別増減損益額(10)=(8)-(9)	△393,406	△1,179,616	1,145,590	
活動	増減別増減損益額(11)-(7)-(10)	△6,237,298	9,384,074	17,121,000,593	
	増減別増減損益額増減額(12)	79,384,496	61,087,711	11,695,808	
	増減別増減損益額増減率(13)=(11)-(12)	73,107,058	51,696,363	21,410,695	
	増減別増減損益額増減率(14)		27,697,903	△27,697,903	
	その他の増減金収前掲(15)				
	その他の増減金収前掲(16)				
	増減別増減損益額増減率(17)=(13)-(14)-(15)-(16)	73,107,058	79,384,266	△6,287,208	

貸借対照表

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	70,265,871	96,463,930	△26,198,059	流動負債	33,375,876	42,617,472	△9,241,596
現金預金	30,984,859	61,748,292	△30,763,433	事業未払金	19,078,103	30,710,388	△11,632,285
現金	221,999	154,542	67,457	1年以内返済予定設備資金借入金	6,149,557	6,135,956	13,601
預金	30,762,860	61,593,750	△30,830,890	1年以内返済予定リース債務	847,584		847,584
事業未収金	36,449,450	28,783,196	7,666,254	職員預り金	2,069,511	1,630,961	438,550
事業未収金	36,449,450	28,783,196	7,666,254	職員預り金	2,069,511	1,630,961	438,550
未収金	182,400		182,400	前受金	292,000		292,000
未収補助金	51,000	3,061,000	△3,010,000	仮受金		1,136,000	△1,136,000
商品・製品	451,275	440,423	10,852	賞与引当金	4,939,121	3,004,167	1,934,954
原材料	690,167	630,375	59,792				
立替金	400,596	403,900	△3,304				
前払金	856,124	4,104	852,020				
前払費用		558,640	△558,640				
仮払金	200,000	834,000	△634,000				
固定資産	366,027,426	367,746,234	△1,718,808	固定負債	207,098,315	214,553,600	△7,455,285
基本財産	307,686,521	308,516,116	△829,595	設備資金借入金	179,597,313	185,746,870	△6,149,557
土地	99,422,000	99,422,000		設備資金借入金	179,597,313	185,746,870	△6,149,557
建物	208,264,521	209,094,116	△829,595	長期運営資金借入金	18,000,000	18,000,000	
その他の固定資産	58,340,905	59,230,118	△889,213	リース債務	2,189,592	3,884,760	△1,695,168
建物	1,086,071	1,283,465	△197,384	退職給付引当金	7,311,410	6,921,970	389,440
構築物	12,165,579	13,274,738	△1,109,159	負債の部合計	240,474,191	257,171,072	△16,696,881
機械及び装置	4	4		純資産の部			
車両運搬具	5,895,575	4,562,649	1,332,926	基本金	50,355,344	50,355,344	
器具及び備品	16,050,302	17,429,117	△1,378,815	基本金	50,355,344	50,355,344	
権利	1,015,456	1,094,018	△78,562	基本金	50,355,344	50,355,344	
ソフトウェア	1,566,096	73,440	1,492,656	国庫補助金等特別積立金	72,356,704	77,289,482	△4,932,778
無形リース資産	3,037,176	3,884,760	△847,584	次期繰越活動増減差額	73,107,058	66,394,266	△6,782,208
退職給付引当資産	7,311,410	6,921,970	389,440	(うち当期繰越増減差額)	△6,287,208	△39,387,711	33,100,503
長期前払費用	10,169,361	10,653,317	△483,956				
その他の固定資産	43,875	52,650	△8,775	純資産の部合計	195,819,106	207,039,092	△11,219,986
資産の部合計	436,293,297	464,210,164	△27,916,867	負債及び純資産の部合計	436,293,297	464,210,164	△27,916,867

承認された新規事業の概要です

- ・松原市の承認をうけて、相談事業所「いこな」を移転し女性3名の増室を実行する。
- ・「第2えるで」の近隣に土地・家屋を買収し、重度対応男性ホームを建設する。
- ・建設費用を法人資金及び金融機関・保護者からの借入金及び寄付金で充当する。
- ・7月より、広く後援者に寄付金募集を開始する

新規事業について

1) いこな移転事業 (女子ホーム増室事業) 計画

- 8月 設計を含む最終案確定
- 9月 建設業者選定
- 10月 工事着工 「いこな」の移転
- 12月 完成
- 1月 ホーム開所準備
- 4月 ホーム正式開所

2) いこな移転先について

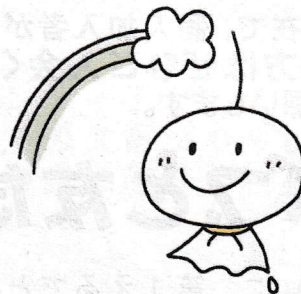
近隣で賃貸する予定

3) 予算見込

・用地買収費 (手数料・登記費用含)	700万円
・設計・管理費	80万円
・ホーム改造費 (世話入室整備費<空調整備費>)	250万円
・いこな事務機器 (ソフト費含+ホーム事務機器)	150万円
・建設費 (40坪×35万円 防火・電気設備・登記料)	1,950万円
	3,130万円
	$3,130万円 \times 1.08 = 3,381万円$

<収入>

・入所金 (30万円×3人)	90万円
・金融機関からの借入金	2,000万円
・保護者借入金・寄付金等	1,300万円
	3,390万円



法人からのお願い<封書で配布させて頂いた文書を再掲させていただきます。>

去年は、本福祉会にとって画期的な一年でした。

生活介護事業所「第2えるで」グループホーム「ひとつ星」を開設し、「バオバブの家」の生誕地である南新町に第二拠点をつくることができました。また、様々な事情から、法人から離れていたメンバーの復帰の実現もできました。

このような夢が実現できたのも、後援会に結集していただきました後援者のみなさん、「バオバブお帰りなさい」と声をかけてくださった地域のみなさん、法人を信頼して共に歩んでくださったバオバブファミリーのみなさんのお力があったからだと心から感謝しています。

「えるで」のクッキー・製菓室の拡張、メンバー用パソコンの導入、「第2えるで」でのメンバー用パソコンの充実も皆様のご援助の賜物だと考えています。

本年度は、ホーム入所希望メンバーの生活拠点確保(男女各3名)とともに、可能な松原市全体の課題でもある「重度心身障害児・者」に対応した地域事業所・緊急対応できる一時入所施設の設立等の準備に力を注げたらと考えています。

6月に「第2えるで」の直ぐ近くの住宅を購入し、男性ホーム建設に着手し、新しい方向性の実現に向けて歩み出しました。

現法人の財政事情や職員構成から見て、この新しい事業を遂行することは容易なことではありません。

社会福祉法人には、メンバーの願いにこたえる義務と地域の課題をともに解決する使命があります。条件がないということで、歩みを止めることはできません。広範な皆様の力を借りながら、実現に向けた努力を積み重ねていく決意をしています。

本年も、引き続き本法人にご寄付を通じて、ご支援をお願いいたします。

社会福祉法人バオバブ福祉会 理事長 房本 晃
<同封の振込用紙を活用ください。>

バオバブ福祉会

後援会ニュース 7月号

後援会への入会ありがとうございます。

7月10日現在で、個人加入者が120名、団体加入が6件です。毎年更新となっていますので、未加入の方はぜひご入会ください。年会費は、個人が3,000円、団体が10,000円です。宜しくお願いします。

バオバブと友だちの輪、大成功！！

7月7日(土)に、第1えるでと第2えるで、地域の小学校の子どもたちとの交流会をしました。たこやきづくり、七夕飾り、うちわづくりをしました。どちらも、20名を超える子どもたちや保護者の方々、学校の先生方で楽しい半日を過ごしました。「次もまた来たいなあ！」「来週もあるの？」という声があり、来年も実施したいなあと思いました。



えるでの新しい取り組みが始まります。 気軽に参加してみませんか。

◇取り組みその1 第1、第2えるで合同のクラブ活動

- ① 運動クラブ ～スポーツ大好きな人集まれ～
- ② 乗り物クラブ ～電車や車が大好きな人集まれ～
- ③ お話クラブ ～えほんやおはなしが大好きな人集まれ～
- ④ 歌&ダンスのクラブ ～うたやダンスの大好きな人集まれ～

・このクラブ活動は、毎月1回、月曜日の午後1時半～3時までの活動です。

7月30日、8月20日、9月10日に実施します。

・②の乗り物クラブには、電車や車を見に行く、駅名を調べるなど、外の活動やパソコン、書物での調べ活動が多くなります。車いすを押す、パソコンの操作を教えるなど、ボランティアの支援が必要になってきます。ぜひご支援ください。

◇取り組みその2 第2えるで、ホーム空の見学会

「地域の中で生きる」をテーマにした見学会

学校を卒業したらどうなるの？ 子どもが将来、どんな生活を送るんだろう？ グループホームってどんな感じだろう？ 日中の過ごし方は？ 第2えるで何をしているの？

そんな疑問に答えます！！

ボランティアとして、活動に 参加してみませんか!!

昨年度、えるでの活動を、12名の方が、ボランティアとして、常時、支援してきました。河内音頭やお話し会、パソコンでの文章づくり、本の読み聞かせ、日記、数字遊びなど、ボランティアさん自身の趣味や特技を活かしながら、メンバーさんと楽しく活動してきました。

ボランティアの時間帯等は次の通りです。

一日中、午前、午後などいつでもOKです。お待ちしております。時間帯は相談に応じます。

- ◆時間帯：毎曜日
- ①9:30～11:30
 - ②11:30～14:30
 - ③14:30～16:30

希望者は下記連絡先をお願いします。

----- き り と り -----

ボランティア登録カード

氏 名

住 所

生年月日

(ボランティア保険加入のため、正確に記入を)

してみたい活動 (できる限り詳しくお書きください。)

バオバブ福祉会後援会布忍事務所

〒580-0024松原市東新町4-105-68 (えるでヘルパーステーション内)

事務局 072-332-0999

FAX 072-331-8200 (法人本部)

みんなで考えようコーナーNの15

障害者は「思いやり」の対象ではなく、社会を変えるパートナーです!!

バニラエアー搭乗拒否問題は障害者差別解消法に則り、航空会社の規則・システム・マニュアル等が総点検され、解決された。その後、声を上げた当事者へのネット上のバッシングという理解不能な事態が派生。当事者の声から、その事態から見えてきた社会の闇（内なる差別意識）を考えていきたい。

当事者がふりかえるバニラエア騒動

木島 英登

歩けない人は乗せられない。バニラエアの搭乗拒否と、声をあげた人へのバッシング。可哀想な被害者というイメージで報道されたが、実は可哀想じゃなかった。コメント欄が大炎上。問題の本質は人権問題なのに、いつの間にか個人への誹謗中傷、プライバシー侵害、嘘の起債、嫌がらせ。一般人にここまでするの？

差別的な考えを持つ人がいることに対しては、まだ寛容でいられるが、本人が一次情報として発信していることを確認もしない事実誤認の反応が多すぎるのは嫌になる。愉快犯的にネタを投入し、炎上を楽しむネット上の放火魔がいるのだろう。

アクセス数さえ稼げばいい。便所の落書きが、世界に拡散してしまう時代。批判したい人は、対象が誰でもいいのだろう。多くの人が追従して集団と勘違いしている人もいた。皆がそろって同じことに怒りを向けると、ある種の安心感が生まれるのかもしれない。

ただ飛行機に乗りたいただけ

騒動から半年、ネット上の誹謗中傷ページを消す（検索されにくくする）サービスの営業電話がかかってきた。一応値段だけ聞くと、30万なり！壁に落書きを書いて、消しましよという業者の自作自演も勘ぐる。反応する事自体が新たな燃料投下になるので、もちろん依頼はしなかった。悪意と嘘の記載がある、まとめサイトや動画そのものが消せる被害者側の権利、書き手側の掲載責任が問われるような精度、ネット環境も整備してほしい。

わざとやったのでは？と多く書かれた。たまたま乗って問題になっただけ。友人を誘うのに安い価格のLCCは当然の選択肢。それで5名が来ることになった。もしかして現地は会談で何かあるかもとは思っていたが、そのときは同乗者が手伝えばいいやと気楽な気持ち。車いすになってから、いつもそんな調子で世界中を旅して、訪問国は160になっている。

事前連絡をしなかったことも随分と叩かれた。細かい規約を皆さんいちいち読みますか？車いすなんだから、それくらいちゃんと読めと言われたら仕方ありませんが、行動するたびに、いろんな確認をして、連

絡をしないとイケないのなら、生きづらいと思いませんか？

調べると、キャセイパシフィック、シンガポール、ユナイテッド航空などでは、特別な配慮（医療機器の持ちこみ、大きな電動車いす、大人数での利用）でない限り、事前連絡は不要と明記している。一方で、事前連絡がないと搭乗を断ることがあると書く中国南方航空のような会社もある（肝心の連絡先は載っていない）。豪州ジェットスターでは、指定のコールセンターに英語でかけたが、国際電話をいろんな部署にたらい回しされ、諦めた。医師の診断提出を求めるなど、ハードルを上げる会社もある。事前連絡さえすればスムーズに乗れると思いついて入っている人が多かったのは、差別が存在する現実を知らないお気楽なひとたちだ。バニラエアの場合も奄美路線は、連絡すれば全て断っていたと新聞社の取材でも明らかになっている。問題の本質を理解していない。

かつてJRも2日前に事前連絡しないと電車に乗れなかった。駅員に手伝いを頼まないなら良いだろうと私は勝手に利用していた。駅にエレベーターのない時代も、階段を周りの乗客に担いでもらったりしていた。

地方の路線バス。車いすマークのある低床バスなのに、事前連絡がないからと拒否することが未だに存在する。突然の予定変更もある。当日の急用もある。もっと気楽に動ける社会であってほしいと願う。

だがそんな考えはネット上で、プロ障害者・クレイマーとして叩かれた。ただ飛行機に乗りたいただけのこと。お手伝いをしてほしいとは頼んでいない。この10年、平均で年間30本ほどのフライト。航空機の利用は私にとっては日常のこと。でも確かに私はクレイマーかもと自戒した。高校3年生で脊髄を損傷し、車いす生活に。リハビリセンターで将来の連絡を考えると、「大学に行きたい」と言ったら、周囲の車いす当事者から笑われた。どうせ言っても無駄というのが理由である。神戸大学に進学。車いすで入学した初めての学生だった。25年前、車いすで大学に行く行為はクレイマーだったのだ。

かつては女性も学校に行けなかった。時代は変化して、多くの人が高等教育を享受できる環境になった。常識は変化する。障害者同士で優劣をつける。リハビリステーション施設で感じた不都合な現実。障害者同士が差別しないという前提は間違いなのは、バニラエア騒動でも痛感した。当事者が他の障害や不自由さを理解していない。「同じ障害者なのに」と一括りにするのも違和感を感じる。皆それぞれ不自由なこと、生きづらさはあるはず。ダイバーシティ・多様性の尊重を、障害当事者が学ばなければならない。障害者が住みよい社会ではなく、誰もが住みよい社会が理想なのだから。

サービスが均一化されない構造的問題

LCCだから乗るな、というのもおかしな意見である。かつてJALやANAでも搭乗拒否はあった。世界最初のLCCで有名な米国サウスウエスト航空は介助ゼロで乗れる。米国生活時によく利用した。全て同じ機体、搭乗ブリッジがあり、自由席で最初に案内されるので、ドアに近い席に自分で乗り移るだけ。LCCアジア最大手エアアジアは、「お手伝い必要」と予約時にワンクリックするのみ。空港では3分ぐらいで搭乗券を渡されて終わり。席が空いていたらドアに近いところに座らせてくれる。LCCでも車いすに優しい会社はある。

日本の空港でのみ、「どうして歩けないのですか？」という質問をよくされる。持病はありますか？なら理解できるが、両足のない人にも尋ねるのだろうか？「本当に歩けないんですか？」と、しつこく聞かれることもある。これは途上国の空港でもたまにある。初めて車いすで飛行機に乗ったときの25年前から変わらないマニュアル。おかしな質問だと不平をずっと伝えているが、未だに変更されていない。

ひとえに日本の空港は接客レベルが非常に低い。若い綺麗なお姉さんばかりで経験が乏しい。外国の空港では、スペシャルケア・アテンダントの専属部署があり、障害のある人への対応に慣れた専門家が対応するので自然。日本の空港は、航空会社が適時その対応をするため、奄美空港のように同じ階段のある飛行機であっても、JALでは乗れて、バニラエアでは乗れないという事態が発生する。サービスが均一化されない構造的問題でもある。

お手伝いの必要な人への配慮。鉄道駅舎におけるハードのバリアフリーは本当によく整備された。ただ気になるのは、駅員が介助しなければいけない風潮があること。近年、車いすの乗客に対して渡し板を持って対応するのを頻繁に見かけるようになった。これは日本特有の風景である。ホームに駅員がいない欧州では、車掌が車両に摘

んだ渡し板を出す対応をする。地下鉄など車掌がいない場合もあるため、電動車いすユーザーが自分で渡し板を持ち歩き、周りの乗客に頼んで助けてもらう人もいる。

そもそもホームと車両に段差や隙間がなければ、手助けをする必要がなくなる。台湾、香港、シンガポールの地下鉄ではすでに実現している。古くからはサンフランシスコが有名である。デンマーク、スイスでは、電車のドアからスロープが出てきて隙間を解消する車両がある。

渡し板を持って手伝いをする駅員の姿は、障害者に優しくして良いのではなく、単独搭乗できない設備の乏しさとも感じる。ホームドアの設置が進む都心部では、その改修タイミングでホームの底上げをして隙間解消すべきだが、残念ながら実行しない鉄道会社も多い。

当事者側も事業者側の手伝いに依存しすぎている場合がある。なんでもやってもらって当たり前と考える人がいるのは問題だ。駅員がサッカースタジアムの座席まで車いすを押してきたのを見たことがある。JR大阪駅から駅前ビルのレストランまで駅員に介助されてきた車いすの人も見た。駅の外での介助は業務外である。それを事業者の義務だと勘違いする利用者がでてきても不幸なことだ。

イスラエルを旅行したとき、路線バスに5回搭乗する機会があった。反転式スロープが出てくる低床バスであるが、いずれも運転手ではなく、乗客がスロープを出してくれた。手っ取り早いからである。そのうち4人が女性だった。女性も1年半の徴兵制があり遅しい。もっと気軽に周囲の人も互いに手助けできる社会に日本もなれば、車いすの人も気兼ねなくバスを利用できるはず。

要望を三つに分ける

合理的配慮において、重要なのは当事者と利用者の対話である。コミュニケーションをとる中で具体的な落としどころを決める。設備がないからできません、過去に事例がないからできませんでは、話が進まない。当事者側の方法論として「要望を三つに分ける」ことを推奨している。絶対にほしいこと(Aレベル)。できれば必要なこと(Bレベル)。あれば嬉しいこと(Cレベル)の三つである。飛行機の搭乗を例に考えてみよう。「飛行機に乗ること」はAレベル。「飛行機に一人で乗れること」もAレベル。しかし私の中では「座席移乗の介助」はBレベル。職員が手伝えないのなら周りの乗客に手助けを求めたらいい。「食事の介助」はCレベル。避けなければいけないのはCレベルを要求して、Aレベルが達成されないことである。

校舎にエレベーターがない学校への車イス生徒の進学も考えてみよう。設置には莫大な費用がかかる。ならば該当する生徒の教室を一階に変更する方法がある。音楽などの授業で上がることがあるなら、クラスメイトで担いだらいい。エレベーターがない(Bレベル)ことを理由に、学校に行けない(Aレベル)になってはいけない。

障害者差別解消法。バニラエア騒動の前に一度相談した案件があった。松山の道後温泉。宿泊先の障害者施設の大浴場に張り紙。「車イスの方はここでお降りください」脱衣場から張ってお風呂に入れということ？浴室用の車イスが置いてあるが自走できないタイプ。介助者がいなければ入ってはいけないということらしい。部屋にお風呂がないので、この大浴場に入れないと困る。貼り紙を無視して、車イスで洗い場へと入った。

後日、愛媛県に異議申し立ての文書を送付。「松山衛生局からの指示によるものです。差別には当たらない」との返答だった。その指示が差別だと言ったつもりだったが、話が通じなかった。それに懲りずにバニラエアも大阪府と鹿児島県に相談したが、今度の担当者は真摯に対応していただき、問題解決へとスムーズに移行した。

朝日新聞で記事になったのは事件解決から二週間後。障害者差別解消法の好事例として記事にしてほしいとお願いしていたが、ひどい扱いをされたという感情的な紙面になった。話題を集めることが新聞社の意図なら成功したといえる。

2018年、新年のスキー帰り、長野の温泉。浴室に入って体を洗っていると「車イスで入ってはダメ」「出てください」とマネージャーの男性が怒ってきた。タイヤ跡で床が汚れるからダメな規則らしい。それならそれと番台で言えよと。もう裸じゃないか。もう二度と来ないから、今だけは入れてと説得。車イスダメなら、杖はどうなんだ？と尋ねると、玄関に置いてもらってますとの返答。タイヤを雑巾で拭けばいいだけのことなのに。共同浴場が身体の不自由な人を排斥することに市民は何も感じないのか？疑問に思っても言わない、言えない環境ってほんと怖い。

その一週間後、別の温泉の脱衣場で服を脱ごうとすると、白髪の爺ちゃんが「若いのに車イスで可哀想だね」と、同行者(七〇代の元気スキーヤー)に話しかけてきた。隣にいる私を無視して。車イスってのは可哀想じゃないですよ。私のハゲと変わらないよ。単なる違いの一つですよと同行者は優しく諭すが、お爺ちゃんは「車イスは可哀想だよ。若いのに」と引かない。耐えかねて私も横から「あんたの頭が可哀想だよ」と言い返す。

このような差別意識が、車イスで温泉に入るなという規則に繋がるのかもしれない。

自分自身の成功評価軸を

学校・組織など狭苦しいところに押し込まれると、人の噂をしたり、イジメたりするようになる。内勤のOLさんたちも噂話好き。芸能界も噂話やイジメが多発。いつも同じクラスで行動する中学生でいじめが横行していても、バラバラのクラスになる大学ではいじめの話はあまり聞かない。噂好きやイジメ好きの人間は自分に自信がないから、他人に矛先を向けて自分が標的にならないように防御している。ただそれだけ。一つの狭苦しい居場所に固執せず、他の居場所や選択肢を持つことが大切である。

自分なりの価値観があれば他者の評価も気にしなくなる。他人を気にせずやりたいことをやればよいが、実際には簡単なことではない。自分と似た仕事で成功している人間は気になるだろうし、会社員であれば同期の出世が気になるだろう。人の成功を見て、悔しいと思うことは決して悪いことではなく、その悔しさは努力のもとになる。ただ「あいつは自分より稼いでいる」とか、「自分より出世している」と、自分と人を比べるクセがつくと、常に気持ちが不安定になりかえな。

他人を気にせず、他人の成功を喜んであげるためには「世間的成功の評価軸」とは別に「自分自身の成功評価軸」が必要である。自社製ロケット開発で夢を追いかける植松電機の社長は「どーせ無理」は人間の自信と可能性をうばう言葉、やったことがない人が使う言葉と表現する。自信を取り戻すこと。それが引いては、イジメ・暴力・戦争が無くなると語る。

他人の不幸は蜜の味ではない。自分がハッピーだったら、世界もハッピー。そんな社会を夢見ている。

(きじま・ひでとう 車イスの旅人／世界150カ国以上を訪問／バリアフリー研究所代表)

バリアフリー法が改正されました！！

インクルーシブ社会実現のために全国のバリアフリー設備のさらなる推進を

5月18日に参議院本会議にて「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する」法律の一部改正する法律案(改正法)が全会一致で可決成立した。障害者権利条約批准後はじめての改正で、東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、障害の有無によって分けられることなく、すべての人々が共に生きる社会の実現に一步前進しました。

障害者差別解消法が求めている環境整備を、政府、地方公共団体及び事業者等がバリアフリーの取り組みをすすめるべきことを明文化した改正となりました。以下の資料は法案の概要です。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

＜予算関連法律案＞

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした「共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ「誰もが活躍できる社会の実現」の必要性

＜課題①：ハード・ソフト両面の課題＞

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者の
バス利用に係る
介助の様子

＜課題②：地域の取組の課題＞

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：
 > 全市町村の約2割(294/1,741)
 3千人/日以上の旅客施設のある市町村の約半数(268/613)
 [H28年度末時点]

＜課題③：利用し易さの課題＞

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

＜関連する政府決定等＞

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法案の概要

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表

※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援(※予算関連))

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

当事者の参画する協議会の活用等により
定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設

- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(バリアフリーバス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー 基準適合を義務化
- 建築物等の バリアフリー情報の提供を新たに 努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】

【目標・効果】高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人が安心して生活・移動できる環境を実現

【KPI】利用者3,000人以上/日である旅客施設の段差解消率:87.2%(2016年度末)⇒約100%(2020年度)

・国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京オリ・パラ大会関連交通事業者の割合:100%(2020年度)

・バリアフリーのマスタープランを定める市町村数:(新規)⇒300(2023年度)

編集後記

○バオバブネットワーク通信VOL18をお届けします。

三回目の津久井やまゆり園事件追悼の日が近づいてきているのに、通信そのものでは取り上げていません。私たちは「事件」を決して忘れていなし、「事件」の風化にも抗していきたいと決意しています。

○私たちは「地域で、今年も明るく・元気に生きている。」事実を発信続けることこそが、事件を風化させない道だと信じて、地域連携行事を企画しました。皆様の積極的なご参加を・・・

○「みんなで考えシリーズ」では、バニラエアー事件の顛末とネット上の「バッシング」について当事者の感想を取り上げました。

○今回の「バニラエアー事件」が、「声を上げたらバッシングをされる。」の前例にならないようにするために、私たちが色々な場面で「それは差別になりかねません！！」と言う声を地域で上げることが必要です。

「バニラエアー事件」に対して、行政の窓口が、世間の気分と関係なく、法律に沿って対応した事実を広めていくべきだと思います。

○本法人内では、世間のバランスを考えるのではなく、不当なことに対して「声」を上げることを確認しています

○今年度も法人として、新しい事業展開を予定しています。地域相談支援センター「いこな」の移転と女性ホーム増室事業、車イスのメンバーに対応した男性ホームの新設事業です。

外部の「債権の多い法人経営が圧迫されなか？」良心的な声や法人内部にも、この事業展開に疑問の声もあることも事実です。

しかし、「必要とするメンバーがいる」という「事実」に寄り添い何とか解決する道を見つける作風こそが、私たちバオバブの家以来の伝統だと考えます。

支援者の「何とかなるって・・・。」という明るい声で、私たちは前進してきました。

○次号からは、新事業の進展状況を皆様にお知らせしていきます。今後、更なるご支援ご協力をお願いいたします。

(文責F)

KSKQ (バオバブネットワーク通信VOL18) 2018年 7月17日 発行

定価100円

編集 社会福祉法人バオバブ福祉会 編集責任者 房本 晃

連絡先 〒580-0044 松原市田井城6丁目328番地2

でんわ072-332-0987 FAX072-331-8200

発行人 関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階

でんわ&FAX06-6763-3338